

熊本ワンパック相談会 その1

神戸支部 島田雄三

阪神・淡路まちづくり支援機構の「ワンパック相談会」が、6月10、11、12日、南阿蘇村、西原村、益城町、御船町で被災地NGO協働センターほかの協力を得て、参加9業種13団体参加で行われた。司法書士会からは、私と安田さんが参加した。

熊本の街中は、ビルの壁面のタイルがはがれたり、屋根瓦がずり落ちたりと、それでも爪痕というほどではなく、のどやかにカラフルな市電が行き来していた。それが益城町近辺となると、青テント、傾いた家やひびの入ったビルが目立つようになる。家々に赤色の「危険」の張り紙があり、電柱はことごとく傾いていた。本来の阿蘇へつながる道路は、数カ所で橋が寸断されており、山陵のグリーンロードを使わねばならなかった。唯一のライフラインであり、スケールは六甲の比ではない。来訪者を迎える阿蘇の観光道路、ゆったりと雲がたなびいている。丘陵に牛が放牧されており、旅行者ならさぞかし癒されるところだろう。

最初の目的地、南阿蘇村役場の久木野庁舎で、被災状況、罹災証明の発行や避難所の運営状態などをお伺いすることにした。総務課の桐原審議官から説明を受けた。

この地域の人口は11000人で、東海大学のキャンパスがあった。学生さんが800名ほどいらっしゃって、住民登録をなさっていたのは200名ほどだったが、現在は事実上閉鎖されている。民間の施設ファームランドには現在560人が収容され、村ではみなし仮設の建設を急いでいるが、公営住宅による復興の見通しがついていない。高齢者や乳幼児のいらっしゃる家庭を最優先に考えておられるらしい。外部の応援を求めて罹災証明の発行を始めているが、なかなか進まないのが実情だそうだ。一次調査の二次調査、そのやり直しの再調査へと、まるで襲いくる津波のような現状らしい。阿蘇山の懐という特殊性、崩壊のメカニズムの不可思議に悩まされ続けている。いまだ復旧に着手できない地域もあり、田植えも出来ない場所も多い。冬場はグリーン道路の凍結などで、さらに困難が惹起される。ひしひしと焦りは伝わってきた。簡単な質疑など交えると、あっという間に1~2時間が経過していた。

移動はレンタカーで分乗、場所を近隣の小学校へ移した。東京都から派遣されておられる佐藤不動産鑑定士から、現場の被害認定調査などの進み具合を含め、四方山のお話を伺うことになっている。1時間しか予定がない。

家屋調査から、戻っておられないで、少し周りをめぐることにした。学校近く、丁字路に雑貨屋さんがあったのであろう。併用住宅は一階がすっかり陥落し、二階が斜めに帽子のように乗っていた。失礼ながら、スケッチをさせて

もらった。その隣も、さらにその隣も同じように崩落し、赤の危険の張り紙が張られてあった。この家におられた方はどうだったのだろう。いまさらながら案じてしまった。

佐藤鑑定士は40歳前後、話は力強く、まるで滾々と湧き出る阿蘇の清水のようであった。この調査、経験者もなく、バラバラのスタッフに被災調査基準や集計の取り方などの手法をレクチャーするところから始まった。現地で家人に説明をする。話をすれば理解頂けるようだ。結局、調査する者の熱意なのだろう。東阿蘇村では22名、5班編成、それぞれの班で午前1棟、午後2棟ぐらいをこなす。隣の西原村では、雨が降ってもゴミ袋をかぶってがんばっているという。15名、3班体制で東北被災3県から応援が入っているそうだ。5月には調査指針が一部変更になり、地盤の隆起や変形を考慮に入れることとなった。柱の傾きや地盤の隆起、陥没などが判断の重要なポイントとなる。外部調査の一次、内部に入っての二次、ひっくるめての再調査。どんどんと申請件数は増加しているが、住民の不満も鬱積しているだろう。佐藤さんはおっしゃった。「我々は、都市直下型の地震が起こったとき、これにどう応えるか、その時の実験をやっているのです。」と。

午後6時ごろに対話は終了、佐藤さんが手配してくれた場所で懇親会となつた。途中で、阿蘇の水神社（水源）に参って、滾々と湧き出る湧水を頂いた。やわらかくすっきりしたよいお水であった。

ラクダの背のような山懐の地鶏のお店、山荘風の大広間に囲炉裏が切つてあった。外は段々とふけ、阿蘇の闇の中に光が吸い込まれていく瞬間を楽しむことができた。こんな瞬間が忘れられず、私は、のこのことやってくるのかもしれない。

隊長の斎藤弁護士は、ここでも率先して自己紹介の司会役を買って出た。その地方の法テラスの新進気鋭の山本弁護士、その奥様と1歳になったばかりのお嬢ちゃん、阿蘇唯一の弁護士さん（お名を失念）もご同伴で出席されていた。陶芸もなさる方で、ために弁護士を休憩しておられたらしい。地元の方より地元の方のようになった佐藤さん、ここでも太陽のようにどっしりと話の中心におられた。

次の日は、西原村立山西小学校へ集合した。理科室（図書室に思えたが）で、現地の方々と全体討論をおこなった。被災地NGO協働センターの増島智子さんの心配りの司会進行で、大切畠地区の戸長さんが状況を説明なさった。地震（本震）の当初、大切畠地区ではまずは閉じ込められた車を出すことが急務であった。何しろ住民の足。同時並行的に、道路の障害物の撤去、飲み水の確保は水源からパイプで取り込んだ。一軒につき4人で班編成、水道班、道路班、車作業班などを編成した。自衛隊など救援の方々もまだ入って来られないし、行政も動けない。みんなで力を合わせるしかなかつた。テント設営など急場の避難所も設営した。団結力に例外はなく、とにかく老若男女よく働いた。

西原村では五名死亡者を出した。大切畠地区には死者は出なかつたが、全ての建物は損害を受けた。水道は元来 52% が村営で、残り 48% が民営であつた。でも、この間に水道料は 3 倍になつてしまつた。国からの補助はどうなるのだろうか、「補助が欲しかつたら公営にしろ。」ということなのかもしれない。被災者生活再建支援法では一家に 300 ~ 200 万円が支給されるが、一人所帯ならその 75% なのであると。

その話に、塩崎教授から発言があつた。「従来は県から上乗せがあり、600 万円ぐらいにはなつた。確か鳥取では 800 万円、中越ではプラスアルファーがあつたと思う。」さらに、「熊本県の施策を見守ろう。災害救助法は、阪神・淡路大震災から 3 年後に実現した。水道や鎮守の森などの復興は、村の存立にとって不可欠のものであり、復興基金の対象になると思う。」と付け加えられた。

全体会議の後、個々の相談に移ると、最初の相談は年配のご婦人だつた。全壊の建物が相続物件だから、法務局に行つたら、相続人全員の印鑑、印鑑証明書が必要と言われ、滅失の登記が出来なかつたという。「それはおかしい、全壊の権災証明があるのなら、相続人の一人から出来るはずだし、印鑑証明書まで要求されることはない。」とお答えし、すぐに土地家屋調査士の高橋さんを呼んだ。丁寧に説明してもらったが、既登記か未登記か分からなくなつた。未登記ならばなおのこと必要でないだろう。納得されたが、実は、あとで分かつたことだが、我々の回答は正しくなかつたようだ。

つづく

熊本ワンパック相談会 その2

神戸支部 島田雄三

それにしても、色々な専門家が、その場で即座に相談に乗る。総合病院が診察室を持参してきたようなものだ。ブルドーザーのように相談に当たり、手際よく頼もししい。「弁護士さんと建築士さん、税理士さんと鑑定士さん、建築士さんと技術士さん、司法書士さんと土地家屋調査士さん。」などという呼び込みがあり、それぞれ相談に当たっていく。

受付けは斎藤隊長か河瀬事務局長、詳細な打ち合わせも何もない。安田さんや若手女性弁護士竹森さんが呼び込みをする。連携の妙、東北や各地で行ってきた経験で、自然に事が進んでいく。それは面白いほどである。

個々に昼を済ませ、と言っても、開いているのはだいぶ走って「すきや」だけ。益城町へ移動、目的地は馬水南公民館なのだが、技術士さんたちの情報で、途中、横ずれ断層があるとのこと、またとない機会、しばし寄り道することにした。

京都大学理学部が調査中、若い女性の方が責任者らしい。親切に説明下さった。発掘しているすぐそばまで行くことができた。細長い麦畠、五分の四ぐらいのところで、だるまころがしのように横切りされ、2メートル程きれいにずれていた。掘り下げたところの地層に、過去の地震の形跡があるそうだ。「どれぐらい前ですか。」とお尋ねしたら、「年代測定はまだですが、多分2000年ぐらい前でしょうね。」とさらりとおっしゃった。へーと驚いたが、地球の寿命に比較すれば、2000年はすぐこの間のことなのだろう。

馬水南公民館は川沿いにあって、その川の両岸には黒いビニールの土嚢がぎっしりと詰まっていた。どうやら、氾濫があったのだろう。公民館の前は空き地になっており、テントの中でボランティアがたこ焼きを焼いていた。

玄関には靴がびっしり、そこに我々のものが入ると、靴のオンパレード。20畳ほどある和室は、相談者が圧迫感を抱くだろうと懸念された。そこで、徒步で北へ10分ほどにある馬水北公民館でも、やろうということになった。スタッフを半分に分け、私は北の方に移動することになった。そこの隊長は河瀬さん、急遽北公民館を空けてくださり、町内放送を流してくださった。公民館の屋根は損傷していたが、使用には支障はなかった。待ったが、相談者は一向に現れない。そこで6時過ぎ行動開始、出前に行くことにした。歩いて5分もかかる広安小学校、避難所であった。突然の来訪に、係の人も迷惑そうであつが、戸長さんのお声がかりだから、テントの角をお借りすることができた。夜は長いとはいえ、呼び込みをかけることにした。はじめは河瀬さん、そして私と、声をかけると次々に相談者はやってくる。釣りで言えば、入れ食いの状

態となつた。

その相談は長いこと放置していた抵当権の抹消、聞いてみれば、相続の問題が絡んでいた。「この際、積極的に話し合いをされたらいかがですか。何となるので。」そんなお答えをさせて頂いた。ご本人は60歳ぐらいのご婦人、勇気づけられたご様子であった。

次の相談者は年配のご夫人とその娘さん。私と建築士の方が相談に乗った。建築中の建物の7割ぐらいができていたが、柱や梁、屋根にも損傷が生じてしまつた。支払は半分以上済んでいるが、ひびの入つた柱は取り替え、ボルトやナットを取り換え、300万円は追加でかかるという。弱っている。建築士さんは、引渡すまで請負人の責任だからとおっしゃつたが、契約書はそうはない。そこで、中山弁護士さんも入つてもらった。建築中の地震保険はないと工務店は説明したという。工務店の説明は正しいのか、すぐに回答は出来ないが、いずれにしても保険はないのだ。「でも、建築工事代金には口銭が入つてゐるはずだから、話し合いで譲歩して貰つたらどうか。」と建築士さんは進言した。「たとえ安くしてもらつても、応急修理をした上で、完成した物は、完全なものではないでしょ。」と、お母さんは割り切れないようであつた。実にもつともなことである。法律上は危険負担の問題だが、民法では債権者負担であるとしても、このように実際の契約書では反転しているのである。「甲乙どちらの責めにも属さないことで損害を被つた場合は甲（注文者）がそれを負担する」となつてゐる。契約書は工務店の側に立つてゐる場合がほとんどであろう。災害救助法も建築中の損害は考慮の外、地震保険の整備がどうしても必要であろう。

夜は確実にやってくる。かなりの相談者もあったことだし、南会場では我々の2倍ほどの相談があつた。とつぱりと日は暮れ、南会場に戻り、簡単に挨拶、帰路についていた。「我々に、こんな出番があるとは、思はなかつた。」と技術士さんのどなたかが仰つた。二晩目で、ホテルはシングルが取れたが、晩飯にありつけ、ほつとしてみれば12時を回つてゐた。

最終日は御船町。ここでは役場の一角に熊本弁護士会の常設相談窓口があつて、午前午後各一人、弁護士さんが相談に当たつてゐた。我々はその相談会にバッティングしないよう配慮しながら、入口のところで受付をさせてもらつた。実際には相談者控室で、相談に当たつた。相談員は大勢なのに、役場は実際に温かく迎えてくださつた。福祉課のみやまち課長さんが終始ついていただき、町長の藤木正幸さんは忙しい中を、挨拶にお見えくださつた。若いはつらつとした方で、観光協会の御船ライオンズクラブの永本会長さんも女性スタッフの方も気を配つて下さつた。

受付、集計までなさつた斎藤隊長はいささかお疲れ気味だったが、ラスト、気を引き締めておられた。

私のところの相談は、家が壊れ、建て替えようと思っているが、住宅ローンが年齢のせいで使えない。弁護士さん、建築士さんと一緒に話を伺つた。農業

を中心とした自営だそうだ。「自己資金でも、何とかいけそうなのですが、そうすると余裕がなくなってしまうので。」と、「では、こうすればどうなのでしょう。」私は提案した。「とりあえず自己資金で家を建てる。一方、政策金融公庫か何かで事業資金をお借りになつたら、きっと融資してくださると思います。事業資金が建築資金に回つても、お金には顔はありませんから。」「ああ、そうですね。」とご夫婦、互いに顔を見合わせてうなづかれた。きっと、それは分かっていたはずだが、難しく考えてしまっただけなのだろう。

次の方は、最初の日、年配のご婦人から相談されたのと同じ問題であった。違うのは、この方は50代で、相談内容が明瞭であった。相談をいろいろかけたが、埒が明かないという。自宅が被害認定「全壊」、所有名義人がその方の先々代になっていて、相続人は全国にわたり20人を超えるという。公費による取壊しの申請は、8月一杯で締め切られる。関係者の承諾書は難しい。それもその承諾書には印鑑証明書が必要だという。どうやら滅失登記が可能かどうかという問題ではなかった。『どうか、そうだったのか。』土地家屋調査士の高橋さんも納得した。「そりや、無茶だ。大変だ。そんなことできませんよね。」「そうなのです。困っているのです。でも受付してもらえない。戸籍を集めのも、どれぐらいかかるのか見当もつきません。」「あなただけじゃないでしょ。」「ほかの方でも、ブラジルに行ってしまった方がいて、大変困っておられます。」「うーん、そりやおかしいですね。おかしいことは、きっと間違っているのです。」マニュアルを見ながら、担当者は、しゃくし定規などを言っているのである。「とにかく、このワンパック相談隊からお役所の方に申し入れてもらいましょう。」「じゃ、私はどうすればいいのです。」「そうですね、あなたへの答えにはなっていませんね。」「〆切が。」「さあ、困りましたね。」

斎藤隊長に概略を相談したら、要望は出しましょうとなった。そんなこんなで、歯切れはよくないが、相談者に電話番号をお聞きしてお帰り頂くことにした。

次の相談者は、「御船の者ではないのですが。」と切り出した。弁護士さん、鑑定士さん、土地家屋調査士さんで相談に当たった。私が主に聴取を始めたが、ことは地震が原因ではないようだ。聞いていけば、隣地との境界争いでもない。いろいろもつれた隣地との20年戦争のようだ。あちらこちらに相談かけ、きっと『またか』と思われているのだろう。どうやら人が信用できないようだ。私は、早々にギブアップ、他の方々に任せてしまった。それでも、土地家屋調査士の三嶋さん、弁護士の河瀬さんは根気よく対応なさっていた。

ライオンズクラブの方が、全員の昼食を用意してくださっていた。心づくしの美味しいお弁当で、コーヒーや菓子までついていた。

安田さんは、呼び込みに、陪席にと大活躍。各士業の皆さんにはひっきりなしに相談にあたつておられた。その間も、元来の弁護士窓口も詰まっていたようだ。役場の諸手続きの窓口は、日曜にもかかわらず対応しておられ、胸のゼッ

ケンに各地の地名が掛けられていた。

午後3時、当初の目論見は無事終了した。締めくくりのあいさつ、司会は斎藤隊長、3日間で約70件を超える相談が寄せられたようだ。塩崎代表があいさつされ、各士業の代表があいさつした。司法書士会は安田さんがなさった。これで終わったと実感がわいてきた。やはり、ワンパック相談会は意義がある。これを機会に九州でも士業連携の組織が立ち上がることを願うばかりだ。

完